

### 3 実施上の留意事項

【(市町村(学校組合を含む。))立学校の部)(県立学校の部)共通】

#### 中堅教諭等資質向上研修実施上の留意事項

- 1 中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者  
養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び次に掲げる教諭等は除く。
  - (1) 臨時的に任用された者
  - (2) 他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修又は10年経験者研修を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの。
  - (3) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された者
- 2 在職期間の計算方法
  - (1) 国立、公立又は私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(旧盲学校、旧ろう学校、旧養護学校を含む。)及び幼稚園の教諭等として在職した期間(臨時的に任用された期間を除く。)を通算する。
  - (2) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間を通算する。
  - (3) 次に掲げる期間が引き続き1年間以上あるときは、その期間の年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を減算する。
    - ア 国家公務員法又は地方公務員法の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
    - イ 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
    - ウ 国家公務員の育児休業等に関する法律又は地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業をした期間
    - エ 私立の学校の教諭等として在職した期間について、上記ア又はウの期間に準ずるものとして和歌山県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が認める期間
    - オ 負傷又は疾病による休暇を取得した期間及び国外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するために職務に専念する義務を免除された期間
- 3 研修を受講する年度  
在職期間が原則10年に達した次の年度とする。ただし、教育長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 研修を受講できない者の取扱い  
研修を受講する年度に、育児休業等により研修を受講できない者については、あらかじめ教育長の承認を受け、当該事由がなくなる日の属する年度の次の年度に受講するものとする。
- 5 大学院派遣により教職大学院に在学している場合について  
研修を受講する年度に、大学院派遣により教職大学院に在学している者については、当該年度の中堅教諭等資質向上研修として読み替えることができる。該当する受講者がいる場合、市町村立学校は所属長から市町村教育委員会を通じて、県立学校は直接、教育センター学びの丘研修課に連絡し、指示に従うこと。  
電話(0739)26-3496(直通)